

太田市ウォーキング協会会則

- 第 1 条(名 称) 本会は太田市ウォーキング協会と称する。
- 第 2 条(事務局) 本会の事務局は会長宅に置く。
- 第 3 条(趣 旨) 本会は歩け運動を通じ会員の健康保持と体力増進並びに会員相互の親睦を計り併せて広く同行者と連携し歩く運動の普及と福祉共存に寄与することを目的とする。
- 第 4 条(会 員) 本会の趣旨に賛同するものを以って組織し年齢性別を問わない。
- 第 5 条(事 業) 本会は第 3 条目的達成のため次の事業を行う。
(1) 会員各自に適応した健康ウォークの実施。
(2) 健康作り、体力作りに関する研修、研究会、講演等の実施及び地域スポーツ団体との提携、実践。
(3) 歩け運動を通じ親睦的行事の実施。
(4) その他の必要事項。
- 第 6 条(役 員) 本会に次の役員を置く。
会 長 1 名
副 会 長 若干名
事 務 局 員 2 名
会 計 2 名
常 任 理 事 若干名
監 査 2 名
又、必要に応じて名誉会長、顧問、相談役を置く事が出来る。名誉会長、顧問、相談役は会長が委嘱し、総会にて承認を得なければ成らない。
- 第 7 条(任 務) 会長は会を代表し会を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合之を代行する。
- 第 8 条(任 期) 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 9 条(会 議) 本会の会議は総会並びに常任理事会とする。
総会は年度初会長が招集し会則変更、事業、会計、役員改選等重要事項の承認を得なければならない。又、必要に応じ臨時総会を開く事が出来る。常任理事会は会長が招集し運営に関する議案を審議執行する。
- 第 10 条(会計年度) 本会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 11 条(経 営) 本会の経費は会費及び寄付金、その他を以って之に当てる。

第12条(入会・退会)

- (1) 本会の入・退会は自由であるが退会の場合概納会費は返戻しない。
- (2) 本会の会員資格は退会届を提出する事により消失する。

第13条(会費) 本会会費は年間2,200円とする。
会費の納入は年度末(3月)とする。
但し、新規会員は入会時に納入とする。

第14条(誓約) 本会の行事に関して事故発生の場合、会員は本会に対し補償等の要求は行わない。

第15条(慶弔) 慶弔見舞金は次の通りとする。

- (1) 慶弔金
会員が死亡したとき 香典 5,000円
- (2) 見舞金
会員が病気または、当会行事ウオーク参加中の怪我で7日以上入院もしくは通院をした場合お見舞金 3,000円

第16条(手当) 本会及び県協会行事の下見、スタッフ派遣に関する出張の交通費及び手当。

- (1) 例会下見派遣は往復100 Kmを超える場合に、1,000を支給する。但し人数は3名を限度とする。
- (2) 県ウオーキング協会要請のスタッフ派遣は1日 1,000円を支給する。
- (3) 諸会議出席の為の交通費は実費(公共交通機関)を支給する。個人車両利用の場合は歩行距離を(往/10Km)で徐しガソリン量に時価価格を積した金額を支給する。

第17条(講習・研修)

本会が必要とする講習会及び研修会へは積極的に参加をする。
参加者の人選は執行部役員会(会長・副会長・事務局・会計)に計り会長が決定する。

- (1) 研修費(講習料)は全額支給する。
- (2) 派遣費は第16条(2)項に準じて支給する。但し遠距離で交通費を要する場合は、執行部役員会に計り支給を決定する。

第18条(車両提供)

上州太田グリーンマーチ及び准ずる公的行事への車両提供者には1回につき、1,000円の謝礼をする。

第19条(特例)

- (1) 本会則に定めてないもの、又本会則により難き場合は、常任理事会において協議の上執行する。
- (2) 会費の状況により支部又は各部会を設けることが出来る。

付則 本会は昭和51年10月2日より執行

付則 本会は昭和51年2月より執行

一部改定 昭和55年 5月 9日

一部改定 昭和55年 6月20日

一部改定 昭和57年 4月10日

一部改定 平成 9年 5月31日

一部改定 平成10年 5月10日

一部改定 平成11年 4月24日

一部改定 平成12年 5月13日

一部改定 平成13年 6月 3日

一部改定 平成15年 5月18日

一部改定 平成19年 6月24日

一部改定 平成20年 5月24日

一部改定 平成22年 5月30日

一部改定 平成24年 5月28日

第15条(慶弔)の追加

第12・条の変更

第15条(2)・第16条・第17条・第18条

第6条役員名称の変更